

岡山大学学位規則（抜粋）

（目的）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、岡山大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

（学位）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位のうちの法務博士（専門職）とする。

（学士の学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与するものとする。

（専攻分野の付記）

第17条 前条第1項の規定により授与する学位には、次項に定めるものを除き、別表第1に定めるところにより専攻分野の名称を付記するものとする。

2 専門職学位課程を修了した者に対し授与する学位は、別表第2に定めるところによる。

（学位の名称）

第18条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「岡山大学」と付記するものとする。

（学位授与の取消）

第22条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、学士、博士及び法務博士（専門職）については教授会、修士、博士については教授会又は研究科委員会の議を経て学位を取消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 教授会及び研究科委員会が前項の規定による議決を行う場合には、第14条第2項の規定を準用する。

（学位記の様式）

第23条 学位記の様式は、別紙様式第1から別紙様式第5のとおりとする。

（雑則）

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は、各学部及び各研究科において定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2～3 省 略

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成18年3月31日に薬学部及び文化科学研究科に在学する者については、なお従前の例による。

3～4 省 略

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2～3 省 略

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2～4 省 略

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成22年3月31日以前に医歯薬学総合研究科の博士前期課程に入学した者については、なお従前の例による。

別表第1（第17条第1項関係）

学位に付記する専攻分野の名称

学 位	学部, 研究科	専攻分野の名称
学 士	文 学 部	文 学 又 は 学 術
	教 育 学 部	教 育 学
	法 学 部	法 学 又 は 学 術
	経 済 学 部	経 済 学 又 は 学 術
	理 学 部	理 学 又 は 学 術
	医 学 部	医学, 看護学, 保健学又は学術
	歯 学 部	歯 学
	薬 学 部	薬学, 創薬科学又は学術
	工 学 部	工 学 又 は 学 術
	環境理工学部	環 境 理 工 学 又 は 学 術
農 学 部	農 学 又 は 学 術	
修 士	省	略
博 士	省	略

備考 学士の学位の専攻分野の名称中「学術」については、マッチングプログラムコースの課程を修めて卒業を認定された者を対象とする。

別表第2（第17条第2項関係） 省 略

別紙様式第1

学士の学位記（マッチングプログラムコースの課程を修めて本学を卒業した者を除く者に授与する様式）

	第 号
学 位 記	
学部印	本籍（都道府県名）
	氏 名 年 月 日生
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めたことを認める 年 月 日	
岡山大学〇〇学部長 (印)	
本学の卒業を認め、学士（〇〇）の学位を授与する	
大学印	岡山大学長 (印)

別紙様式 1 - 2 ~ 5 省 略

薬学部庁舎管理

1. 施錠時間等について

薬学部棟における平日の各出入口の施錠・開錠は、機器により次の時間に行います。

なお、土曜日、日曜日及び祝日等は、終日施錠となります。

- 施錠時間：18時00分
- 開錠時間：8時30分

2. 施錠中の出入りについて

(1) 入館について

薬学部建物見取図に示す出入口番号の③、④、⑥の3箇所のみ入館できます。入館に際しては、専用のカードを使用し、開錠の上入館してください。

(2) 退館について

薬学部建物見取図に示す出入口番号の②、③、④、⑥から退館できます。①、⑤、⑦、⑧、⑨の

出入口は締切りとなります。

(3) その他注意事項

各出入口において、入退館のため開扉した後、約90秒間以上開扉の状態となると、警報が発せられるので、速やかに入退館し、必ず扉を閉めてください。

3. 専用カードの配付について

(1) 教職員には、全員配付します。

(2) 学部4年次生・大学院学生等については、必要に応じて各講座に配付したカードを教授から受領し使用してください。学部1～3年次生については、教務学生係より必要期間貸与します。

(3) カードは全て番号を登録してあるので、紛失等の場合は直ちに、会計係へ申し出てください。

4. 印刷室について

印刷室の施錠開錠時間は、上記1のとおりとします。

施錠中の使用については、従来どおりとします。なお、使用後は必ず電源を切ってください。

5. 施設等の使用について

テニスコート等施設を時間外に使用する場合は、事前に教務学生係へ申し出てください。

(平成22年度は、薬学部棟改修工事に伴い、テニスコートにプレハブを建てています。)

6. 講義室及び情報実習室の使用について

授業やセミナー等で使用していない時間帯は、自習等のために講義室及び情報実習室を使用することができます。ただし、使用できる時間帯は、完全管理上の理由から、午前7時30分から午後9時00分までとします。

7. その他

不明な点については、会計係へ照会してください。

以上